

第35回南幌町農業委員会総会議事録

令和5年4月20日（木）午後4時00分より、役場各種委員会室において第35回南幌町農業委員会総会が開催された。

本日の出席者は次のとおり。

1	番	白	倉	和	英
2	番	立	川	久	彦
3	番	久	保	正	彦
4	番	江	郷		弘
5	番	南		則	之
6	番	青	木	義	春
7	番	高	島	茂	和
8	番	野	呂田	雄一	郎
9	番	上	野	勇	樹
10	番	山	田		浩
11	番	背	尾	裕	典
12	番	鍋	山	洋	一

欠席者

本日の議案は次のとおり

- 報告第1号** 農業経営改善計画の認定について
- 報告第2号** 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
- 議案第1号** 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 議案第2号** 南幌町農業振興地域整備計画の見直しに伴う意見書の提出について

- 議案第3号** 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第4号** 農用地利用集積計画の決定について
- 議案第5号** 現況証明願いについて

事務局出席者 事務局長 砂田 隆樹
事務局主査 森川 真由美

議長 これより、第35回南幌町農業委員会総会を開会いたします。
本日の出席者は12名でございます。
ただちに本日の会議を開きます。

日程第1 議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員の指名につきましては、会議規則第14条の規定により議長において指名いたします。7番 高島 委員、8番 野呂田 委員 以上ご両名を指名いたします。

日程第2 会期の決定をいたします。

お諮りいたします。第35回南幌町農業委員会総会は、4月20日 本日1日限りといたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 ご異議なしと認めます。よって第35回南幌町農業委員会総会は、4月20日 本日1日限りと決しました。

日程第3 諸般報告を行います。事務局の説明を求めます。

事務局長 諸般報告。
令和5年 3月28日、第34回農業委員会総会を開催した。
4月 6日、空知農業委員会連合会第1回通常総会
が岩見沢市で開催され、会長出席した。
以上でございます。

議長 諸般報告につきましては、只今事務局長朗読のとおりでございますので、報告済みといたします。

議長 日程第4 報告第1号 農業経営改善計画の認定についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局長 報告第1号 農業経営改善計画の認定について。
南幌町長より、農業経営基盤強化促進法第12条第1項の規定により農業経営改善計画の認定した旨の通知があったので報告する。

令和5年4月20日提出。南幌町農業委員会会長名。

事務局 報告第1号について説明いたします。農業経営改善計画の認定につきましても、9件でございます。

いずれも、認定年月日は令和5年4月19日、有効期限は令和10年4月18日までとなっております。

認定番号5の4の1、住所は空知郡南幌町南〇線西〇〇番地、〇〇 〇。再認定です。

認定番号5の4の2、住所は空知郡南幌町南〇〇線西〇〇番地、〇〇 〇〇・〇〇。再認定です。

認定番号5の4の3、住所は空知郡南幌町〇〇線西〇〇番地、〇〇 〇〇・〇〇。再認定です。

認定番号5の4の4、住所は空知郡南幌町南〇〇線西〇番地、〇〇 〇〇。再認定です。

認定番号5の4の5、住所は空知郡南幌町南〇〇線西〇〇番地、〇〇 〇。再認定です。

認定番号5の4の6、住所は空知郡南幌町南〇〇線西〇〇番地、〇〇 〇〇。再認定です。

認定番号5の4の7、住所は空知郡南幌町南〇〇線西〇番地、〇〇 〇〇。再認定です。

認定番号5の4の8、住所は空知郡南幌町〇町〇丁目〇番〇号、〇〇 〇〇。経営移譲による新規認定です。

認定番号5の4の9、住所は空知郡南幌町南〇〇線西〇〇番地、〇〇 〇〇。再認定です。

認定農業者の経営体の総数につきましては、**142経営体**のうち**法人が16法人**となります。以上でございます。

議長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

議長 質疑がございませんので、報告第1号 農業経営改善計画の認定については報告済みといたします。

議長 日程第5 報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局長 報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について。

農地法第3条の3第1項の規定により、農地の権利取得の届出があったので報告する。

令和5年4月20日提出。南幌町農業委員会会長名。

事務局 報告第2号について説明いたします。農地法第3条の3第1項の規定による届出につきましては、1件でございます。

権利を取得した者は、空知郡南幌町〇町〇丁目〇番〇〇—〇号、〇〇 〇〇。土地につきましては、空知郡南幌町〇〇〇〇番の〇、畑で408㎡となります。届出をした日は令和5年3月28日となり、取得した事由は、所有者の死亡による相続となっています。以上でございます。

議長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

議長 質疑がございませんので、報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出については、報告済みといたします。

議長 日程第6 議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通

知についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局長 議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について。
農地法第18条第6項及び同法施行規則第68条の規定により、
賃貸借の合意解約した旨の通知があったので、可否について意見を
求める。

令和5年4月20日提出。南幌町農業委員会会長名。

事務局 議案第1号について説明いたします。農地法第18条第6項の規
定による通知につきましては、1件でございます。

賃貸人は、空知郡南幌町〇町〇丁目〇番〇号、〇〇〇〇〇〇〇〇
〇〇。賃借人は、空知郡南幌町南〇〇線西〇〇番地、〇〇 〇〇。
土地につきましては、空知郡南幌町〇〇〇〇番の〇、田で
2, 996㎡他計7筆ございまして、25, 521㎡となり、
賃貸借の合意解約日は、令和5年4月6日でございます。

以上でございます。

議長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

議長 質疑がございませんので、採決を行います。

お諮りいたします。議案第1号 農地法第18条第6項の規定
による通知については提案のとおり承認することにご異議ありま
せんか。

(異議なしの声)

議長 ご異議なしと認めます。よって本案は提案のとおり承認するこ
とに決しました。

議長 日程第7 議案第2号 南幌町農業振興地域整備計画の見直し
に伴う意見書の提出についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局長 議案第2号 南幌町農業振興地域整備計画の見直しに伴う意見書の提出について。

農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定に基づき、意見書の提出が求められたので、審議願い意見を求める。
令和5年4月20日提出。南幌町農業委員会会長名。

事務局 議案第2号について説明いたします。

変更の内容といたしまして、南幌町農業振興地域整備計画の第6「農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画」の変更及び農地転用の申し出による農用地区域からの除外をするもので、変更箇所及び面積につきましては、空知郡南幌町〇〇〇〇番の〇、畑で462㎡。変更理由は住宅建築のためとなっています。

以上でございます。

議長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

議長 質疑がありませんので、これより採決を行います。

お諮りいたします。議案第2号 南幌町農業振興地域整備計画の見直しに伴う意見書の提出については、審議した結果、除外は適当であることを認める意見書を提出することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 ご異議なしと認めます。よって本案は「除外は適当である」ことを認める意見書を提出することに決しました。

議長 日程第8 議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請に

ついてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局長 議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について。
農地法第3条第1項の規定により、許可申請があったので、可否の決定を求める。
令和5年4月20日提出。南幌町農業委員会会長名。

事務局 議案第3号について説明いたします。農地法第3条の規定による許可申請につきましては、所有権移転によるものが1件でございます。
所有権移転の譲渡人は、空知郡南幌町南〇〇線西〇番地、〇〇〇〇〇。譲受人は、空知郡南幌町南〇〇線西〇番地、〇〇〇。土地につきましては、空知郡南幌町〇〇〇〇番の〇、畑で1,027㎡となります。申請理由は、譲渡人は、高齢になり贈与することにした。譲受人は、耕作地に隣接する農地なので、申請地を譲受け、今後とも農業に専念したい。

別にお配りしている資料1農地法第3条調査書により説明いたします。資料1をご覧ください。第2項第1号は譲受人の経営農地はすべて耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する者の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれることから該当しない。同項第2号は、譲受人は個人であり該当しない。同項第3号は、信託ではないので該当しない。同項第4号は、譲受人は年250日農作業に従事していることから該当しない。同項第5号は、所有権移転につき該当しない。同項第6号は、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられることから該当しない。

なお、山田委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況、農薬など地域に影響をもたらす問題はないことを確認しております。

以上のことから、いずれも農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件のすべてを満たすと考えます。以上でございます。

議長 只今の説明に関連して、現地調査にあられた委員より補足説明があれば、お願いいたします。

10 番 議長 10 番

議長 10 番 山田委員

10 番 この件につきまして、現地調査を行いました。周辺農地への影響等はないものと思われま。以上です。

議長 事務局の説明及び各委員からの補足説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

議長 質疑がございませんので、これより採決を行います。
お諮りいたします。議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請については、提案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 ご異議なしと認めます。よって本案は提案のとおり承認することに決しました。

議長 日程第9 議案第4号 農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

所有権移転の整理番号5の4の1については、農業委員会法第31条、議事参与の制限により白倉委員の退席を求めます。
退席するまでの間、暫時休憩とさせていただきます。

(暫時休憩し、白倉委員は退席する)

議長 休憩を閉じ、会議を再開します。事務局の説明を求めます。

事務局長 議案第4号 農用地利用集積計画の決定について。
旧農業経営基盤強化促進法第18条の規定により南幌町より決定を求められた下記の農用地利用集積計画について議決を求める。
令和5年4月20日提出。南幌町農業委員会会長名。

事務局 議案第4号について説明いたします。農用地利用集積計画の決定につきましては、所有権移転が4件、利用権の設定が1件でございます。

初めに、所有権移転の整理番号5の4の1について説明いたします。

整理番号5の4の1の買い手は、空知郡南幌町南〇〇線西〇〇番地、〇〇 〇〇。売り手は、〇〇〇〇〇〇〇。土地につきましては、空知郡南幌町〇〇〇〇番の〇、田で24,375㎡他計5筆ございまして、114,177㎡となります。価格につきましては、〇〇〇〇〇〇〇〇円となります。

以上、集積計画の内容につきましては、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。

以上でございます。

議長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

議長 質疑がございませんので、これより採決を行います。

お諮りいたします。議案第4号 農用地利用集積計画の決定、所有権移転の整理番号5の4の1については提案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 ご異議なしと認めます。よって、本案は提案のとおり承認することに決しました。

退席しております白倉委員が席に着くまでの間、暫時休憩といたします。

(暫時休憩し、白倉委員は着席する)

議長 休憩を閉じ、会議を再開いたします。事務局の説明を求めます。

事務局 所有権移転 整理番号5の4の2の買い手は、空知郡南幌町南〇〇線西〇〇番地、〇〇 〇〇。売り手は、〇〇〇〇〇〇〇。土地につきましては、空知郡南幌町字幌向原野〇〇〇〇番、田で14,369㎡他計2筆ございまして、41,821㎡となります。価格につきましては、〇〇〇〇〇〇〇〇円となります。

整理番号5の4の3の買い手は、空知郡南幌町南〇〇線西〇〇番地、〇〇〇〇〇〇〇。売り手は、〇〇〇〇〇〇〇。土地につきましては、空知郡南幌町〇〇〇〇番、田で14,319㎡となります。価格につきましては、〇〇〇〇〇〇〇〇円となります。

整理番号5の4の4の買い手は、空知郡南幌町南〇〇線西〇〇番地、〇〇〇〇〇〇〇。売り手は、〇〇〇〇〇〇〇。土地につきましては、空知郡南幌町字幌向原野〇〇〇〇番の〇、田で32,314㎡となります。価格につきましては、〇〇〇〇〇〇〇〇円となります。

続きまして、利用権の設定 整理番号5の4の1の借り手は、空知郡南幌町〇町〇丁目〇番〇号、〇〇 〇〇。貸し手は、空知郡南幌町〇町〇丁目〇番〇号、〇〇〇〇〇〇〇〇〇。土地につきましては、空知郡南幌町〇〇〇〇番の〇、田で2,996㎡他計7筆ございまして、25,521㎡となります。利用権の期間ですが、令和〇年1月29日までの〇年間となります。

以上、集積計画の内容につきましては、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。以上でございます。

議長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

議長 質疑がございませんので、これより採決を行います。

お諮りいたします。所有権移転整理番号5の4の2から4、並びに利用権の設定については、提案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 ご異議なしと認めます。よって、本案は提案のとおり承認することに決しました。

議長 日程第10 議案第5号 現況証明願いについてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局長 議案第5号 現況証明願いについて。

農地法事務処理要領（既懇地の部）の規定及び南幌町農業委員会現況証明取扱内規により、下記のとおり願い出があったので、審議願い意見を求める。

令和5年4月20日提出。南幌町農業委員会会長名。

事務局 議案第5号について説明いたします。現況証明願いにつきましては2件でございます。

1件目の願出者は、空知郡南幌町南〇〇線西〇番地、〇〇 〇〇。土地の所在は空知郡南幌町元町〇丁目〇〇〇番の30、面積は427㎡。公簿地目は田。現況は農地以外、利用状況は雑種地で土地の所有者は、〇〇 〇〇でございます。

2件目の願出者は、空知郡南幌町栄町2丁目1番10—3号、〇〇 〇〇。土地の所在は空知郡南幌町〇〇〇〇番の〇、面積は408㎡。公簿地目は畑。現況は農地以外、利用状況は雑種地で土地の所有者は、〇〇 〇〇でございます。

いずれも、証明を必要とする理由は、地目変更登記申請のためです。

以上でございます。

議長 事務局の説明が終わりましたので、現地調査にあられた委員の代表より、現地の状況について説明願います。

5番 議長 5番

議長 5番 南 委員

5番 願い出のあった2件についてですが、私と江郷委員、青木委員の3名で事務局の説明により現地の確認をいたしました。

1件目については、現状では、雑種地として利用しており、今後、田として利用するには困難な状況ですので、申請のとおりであると確認いたしました。

2件目については、現状では、雑種地として利用しており、今後、畑として利用するには困難な状況ですので、申請のとおりであると確認いたしました。以上です。

議長 ありがとうございます。事務局の説明及び委員からの説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

議長 質疑がございませんので、これより採決を行います。

お諮りいたします。議案第5号 現況証明願いについては願い出のとおり証明することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 ご異議なしと認めます。よって本案は願い出のとおり証明することに決しました。

議長 以上で本総会に提案されました全ての議案審議が終了いたしました。

第35回南幌町農業委員会総会は、只今を以って閉会いたしました

いと思いますがご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって第35回南幌町農業委員会総会
は只今を以って閉会といたします。

(午後 4時22分 終了)

上記の通り相違ないので署名捺印する。

会 長

7 番

8 番